

議 事 録

会議名	第2回 葛飾区認知症施策推進計画策定等検討委員会	
事務局 (担当課)	葛飾区福祉部高齢者支援課	
開催日時	令和7年2月12日(水) 19時から20時	
開催場所	現地出席とオンライン出席による開催 現地会場：ウェルピアかつしか1階 ひがほりめもりあるほーる	
出席者	委員	31人
	事務局	高齢者支援課長 高齢者支援担当係長 相談係職員2名
会議次第	<p>1 開 会</p> <p>2 議 題</p> <p>(1)「認知症に関する意識・意向調査票」調査項目の検討について</p> <p>(2) その他</p> <p>3 閉 会</p>	
資料	<p>資料1：葛飾区認知症施策推進計画策定等検討委員会委員名簿</p> <p>資料2：認知症に関する意識・意向調査票(案)</p>	

1 開会

委員出席数、情報公開の件、資料確認、第1回検討委員会議事録の確認を行った。

2 議題

(1) 「認知症に関する意識・意向調査票」調査項目の検討について

事務局から、資料2「認知症に関する意識・意向調査票(案)」について説明した。委員からの意見、質疑応答は次のとおり。

(委員) 私が気になったのは、認知症の方の意思の尊重について、「問35 認知症の方が地域社会の中で人格を持った一人の人間として尊重されていると思いますか」という問があって、その理由を自由回答で聞いています。問35だけだと誰に聞きたいのかよくわからなくて、その後自由回答が続いていますが、どういうことを書いてほしいのかわかりませんでした。問37を見ると、実際に介護サービスに関すること、医療に関すること、財産、生活という具体例が列記されていて、それを見れば、なるほど財産や生活でこういうことに携われなかった、尊重されなかったとか、介護サービスにこんなに困ったことがあったとか医療の場面でそうなったとか、段階を分けて聞いているのでそれによってイメージがつかみやすいと思います。そうすると問37を先に聞いた上で、もう少し自由記載を後に入れて、イメージを持っていただいた上で、こんなことがあったと考えていただいたほうが、アンケートに答える側としては回答しやすいと思います。問37を先に持って行ったほうがわかりやすいという意見です。

(事務局) いただいたご意見を踏まえまして、先に問37でどういうふうに意思を尊重していくのかイメージを持っていただいた後で、問35、問36を続けていくように修正をさせていただきます。

(委員) 6ページ「問15 認知症についてあなたが知っていることを選んでください」で、「2 認知症の原因となる病気は、アルツハイマー型認知症」の次に「血管性認知症」となっていますが、これはあえて「脳血管性認知症」ではなく「血管性認知症」と表記されているのでしょうか。

(委員長) 私は用語集では「血管性認知症」と把握しています。事務局はいかがですか。出典がありましたら。

(事務局) 出典は厚生労働省の図を引用させていただいて、ここに記載するものは、認知症の原因となる病気として多い順で表記させていただきました。

(委員) わかりました。

(副委員長) 問14、問15ですが、認知症のイメージや知識の中に肯定的な内容がありませんので、ネガティブなことだけではなく、できることや可能性の部分も大

事にしようという新しい認知症観というものが伝わっているのかどうか、どれだけイメージを持たれているのか、どれだけ知識を持たれているのかみたいな部分ももう少し混ぜられないかと思います。特に問 15 は病気の基本的な知識にとどまっているところがあるので、認知症サポーター養成講座で既に入れてるような部分や、新しいテキストで強調されてるような部分も入れた方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(事務局) 問 14、問 15 のところで、新たな認知症観のようなイメージの質問を追加するというところでよろしいでしょうか。まず問 15 に新しい認知症観を入れるとすると、「認知症になってもいろんな活動に参加をして、目的や役割を持ちながら個性や能力を発揮することができる」という文言になるかと思いますがいかがでしょうか。

(副委員長) 基本的にはそういうことだと思いますが、残されている部分や刺激すれば改善される部分などがいくつかあると思うので、そこを入れられないかなというところ。要は、それが浸透しているかどうかを知るためという意味で、今度の条例や施策が何を指すのかと言えば、そういうパーセンテージを上げていくということかと思いますが、今の段階でどの程度かというのと、認知症サポーター養成講座の新しいテキストを確認していただいて、少し入れたらどうかと思います。

(委員長) ありがとうございます。問 15 の 3 番と 4 番はポジティブな話と、6 番は早期治療を開始するという意味で MC I について触れているので、そこまで悪くないと思ったのですが、あと一つぐらいあったらいいのではないかとということでしょうか。具体的に何かあれば。

(副委員長) 言い回しは確認したほうがいいですが、有するものというか、できることがまだあるという項目があればいいのではないかとことです。問 14 のイメージで言うと、「いきいきと生活することができる」「自立した生活を送ることができる」ということが書いてあるのでいいのかなと思いますが、もう少しあってもいいかもしれない。知識をもう少し変えていくには、問 15 の項目がもう少しあった方がいいということです。

次に、問 19 の 2 番ですが、「若年性認知症の世代では夫婦間の問題、子どもの養育や教育など、家庭内に大きな問題を引き起こすことがあるといわれています」と書いてあります。それ以前に、若年性認知症のことで言われてる就労の話や、社会で居場所がなくなってしまう話、社会参加などは、特に 40 代 50 代の人にとって深刻な若年性認知症問題だと思います。これだと家庭の中に留めてしまう感じに見えるので、仕事をする機会が制限されるとか、いろんな市民活動に参加しにくいとか、そういう外との接点をもう少し書いたほうがいいのではないかと思います。

(事務局) 問 19 の 2 番ですが、今のご意見は家庭の中だけではなく仕事やサークル

などの活動、外との接点についてもということでした。高齢期の認知症についても同様の問題があるので、若年性認知症の世代については、例えば「仕事が続けられなくなったり、子どもの養育や教育、サークル活動や友人との付き合いなどの問題があると言われていています」という修正でいかがでしょうか。

(副委員長) そう思います。

(委員) 前回の意見で、家族の方がお話されたA Iスピーカーの話のように介護上工夫していることを調査票で何か収集できるといいのではないかとお話があったと思います。全員回答するのではなく任意で記載するということがあったと思いますが、この形になった経緯を教えてくださいと思います。

(事務局) 前回、委員の方からA Iスピーカーを活用して介護を工夫しているというお話をいただきました。調査票に含めたものと含めなかったものがありますが、介護で工夫していることについては、いろんな意見が出てくるだろうということで、実際にご本人やご家族、介護事業者の方にお話しを伺うほうがたくさん意見が出るのではないかと考えて、ヒアリングにさせていただき、調査票とヒアリングで、棲み分けをしております。よろしいでしょうか。

(委員) わかりました。

(委員) 先ほどお話があった問 15 で、ネガティブなイメージということでしたが、そのように私も感じました。「認知症は医療や介護、家族のケアで生活能力を向上させることができる」というようなポジティブな文言が入ってもいいのかなと思いました。一度ご検討ください。

(事務局) 今ご意見いただいた問 15 には「認知症はご家族や医療介護などのサポートで生活の質の向上維持ができる」というような趣旨の質問肢を入れていきたいと思えます。

(委員) 調査票で、選択肢が二つしかないのに「○は1つだけ」ということについて、選択肢が三つあれば○は一つというのはわかりますが、二つしかないのに○は一つだと言うことが正しいのか気になります。また、問 16 では「○はそれぞれ1つだけ」、問 19 は1、2、3それぞれに「○は1つだけ」という表現の仕方です。統一したほうが全体でわかりやすいのではないかと思います。

(委員長) 確かに問 16 と問 19 は同じような書き方なのに言い方が変わっているということです。また、2項目の質問に対して1つだけという必要があるかどうかというところです。事務局からはいかがですか。

(事務局) 表現の統一については、今委員からお話があったところ以外にももう一度確認して修正いたします。二つしか選択肢がないのに○は一つだけという表現につきましては、これまで区で行った調査票を参考に作ってきましたが、文字数を少なくしてできるだけ見やすくしたいというところもありますので、いただいたご意見を踏まえまして、二つの選択肢の場合は表記を削っていこうと思えます。

(副委員長) 皆様の意見を伺いたいところですが、11 ページ問 30 は委員の皆様や介

護関係の方にとってはストレートな質問じゃないかと思いますが、この施策は認知症のある方の介護に携わっているからこそ出てくる大変さということ拾い上げる項目だと思います。そうなってくると、食事介助などは要介護認定の基本的な部分が上にあって、1、2、3、4よりも5、6、7でいいのか、それだけではなくもっとあるのではないかというふうに、何が一番大変だと思われるか、もう少しご意見を伺う形か、それでも難しければ「その他」を設けて、率直な意見を書いてもらう部分があってもいいと思います。聞いている限りではやはりコミュニケーションがうまく取れなくなってくるとか、会話がうまく成立しないとか、目に見えることではないけれど、同居している方にとって老老介護だったり、とてもつらい話を伺ったりします。そういう心理的な問題というのは「幻覚や妄想への対応」で全部括ってしまうからいいというふうになるかもしれないけれど、生の声を拾っている感じがしない印象を受けます。当事者の皆さんだけでなく先生方も多分患者さんからよく聞く話だと思うのですが、そのリアルなところはもう少し広げたほうが良いと思います。

(委員長) ありがとうございます。何を聞きたいのかということですが、三つあると思います。聞かなければいけないことは、一つは認知機能です。それはコミュニケーションや言語能力です。もう一つはそれに伴うADL障害で、それは食事やトイレなどが関わってきます。あとは行動心理症状になってくると思います。これを全部網羅して聞こうとすると結構大変なことになってしまうので、何を得たいかということになると思います。これは確かに少し偏った聞き方になってしまっています。あとは怒りっぽさなどが困りますがそれを書いていないので、どうやって項目を選んでいくか、あとは自由記載があってもいいかもしれないと思います。事務局はいかがでしょうか。

(事務局) 問30の選択肢の中にコミュニケーションへの対応を追加させていただくと、その他介護で感じる負担として様々なものがあると思いますので、自由記載を追加してご意見を集めていこうと思いますがいかがでしょうか。

(委員長) それでよろしいかと思います。それで手間はかかりますが集計のときにカテゴリ化するやり方しかないのかなと思います。できればもう少し項目を考えられるなら追加したほうが良いと思うので、必要でしたら協力いたします。

(委員) 私も問29、問30のところで、認知症の方を介護する方の負担が減ることはすごく大事だと思っていますので、そのためにより詳しく聞いていかなければいけないと思っています。何が足りないのか考えていて、先生方からもお話がありました。あとは食事の用意や金銭的な問題も入れてもいいのかなという気がしています。介護する際に何が支障になっているのか、何を取り除いてあげたら介護が楽になるのかということを入れたらいいと思います。

(委員長) ありがとうございます。検討していただくということでもよろしいでしょうか。

(事務局) 問 30 の選択肢についてはいただいたご意見を整理させていただいて、とりまとめて委員長にご相談の上、確定させていただきます。

(委員) 表紙の「無作為に抽出した満 18 歳以上の 2,900 人の方」ということですが、家族の方、一人暮らしの方など多々いらっしゃると思います。いかに回答してもらうか、多くの意見をいただくためには、若い人にも注目してもらえるように、葛飾区で有名な絵やキャッチコピーなど目をひくものがあればいいのではないのでしょうか。若い人は自分には関係がないと思ってしまうので、若い人の意見も吸い上げ、知らない人も関心を持って答えてもらえるように、インパクトのあるものがあるといいと思います。

(委員長) 親しみやすいような挿絵ですか。キャラクターは難しいと思いますが。

(事務局) 葛飾区で有名なキャラクターは著作権の問題で難しいと思います。気を引くようなキャッチコピーは、他人事ではないということが伝えられたらということだと思いますが、葛飾区医師会の協力で「ヒトゴトじゃないよ認知症」というパンフレットを作っているのので、二次元コードを載せて見てもらう仕組みなど、関心を持ってもらう工夫をしたいと思います。検討させてください。

(委員) 葛飾区医師会では認知症普及啓発キャラクターで、はっぴー&メモリンというキャラクターがあり、もの忘れ予防フェスタでも使っています。区民の公募で名前をつけたもので、非常に好評です。そういったものを使っただけであればいいかと思いますのでご検討ください。

(委員長) ありがとうございます。ぜひそれがよろしいかと思います。

(事務局) 葛飾区医師会の認知症啓発キャラクターはっぴー&メモリンについても検討させていただき、医師会と相談させていただければと思います。

(委員) 今回の条例で認知症の方に寛容な社会を作ることが目標だと思っています。知識がないから対応できないことが結構あると思うので、徘徊している人を見つけても、今後徘徊がないように何かつけておいてください、そんな感じの対応はどうかかなと思っています。アンケートが届くのは一般の方が多いので、一般の方向けの質問で問 20 あたりに認知症症状で困った経験があるかという質問があってもいいかと思います。財布を忘れて困ったとか、住所が言えなくて対応に困ったとか、一般の方はどうしていいかわからなくて困ったことがあると思うので、その対策のためにも何が変われば困った状況が改善できたのか知れると良いと思いました。

(事務局) 認知症の症状がある方の介護ではなく、介護している人以外も認知症の方に接した際に困ったことという質問の追加ということでよろしいでしょうか。

(委員) そうです。社会で遭遇したときに対応で困ったとか、徘徊している人を見つけたときにどう対応していいかわからなくて困ったとか、一般の方が認知症の方と遭遇したときにどういう困ったことがあったのか。今後認知症の方がどんどん社会に出ていって、そういう場面もあると思います。家族の方は慣れているから

対応がわかっても、接したことが無い人たちはどう接していいかわからない人が多いのではないかと思うので、困った経験談を挙げてもらうとより良いと思います。自由記載の形になるかもしれませんが、例を挙げて、きっといい意見が返ってくるのではないかと思います。

(委員長) 問 20 で認知症の方に接した経験がある方に何う形ですね。

(事務局) 問 20 で選択肢を準備するというよりも自由記載のほうが良いと思いますので問 20 の後に追加したいと思います。集計のほうで皆様にお見せできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(副委員長) 問 20 を見ながら、問 21 が重要になってくると思っていて、結局新しい条例であったり、新しく認知症のことを考えたときの到達目標の一つは、基本法にも書いてある社会参加だと思います。支えてあげるとか守ってあげるということを超えて、一緒に活動する、一緒に社会の一員であるというふうに考えたときに、まだまだそうになってないかもしれないけれども、問 21 の項目の中に、一緒に活動するとか、趣味活動でもいいし、一緒にいることに違和感がないとか、一緒にやっていますということを入れても良いと思います。声をかけるとか話しかけたりと、どちらかと言うと困ってる人を支えるという話だと思います。しかし基本法は、困ってる人に何とかしたいという話ではなく、もう一步進んだところがあると思うので、選択肢がもう 1 個あってもいいのではないかと。それはまだパーセンテージとしては多くないかもしれないけれど、一緒に活動することに抵抗はないとか、当たり前だと思っているということに近い表現が何かあったらいいと思います。有名なのは例えば「注文を間違える料理店」の話があります。認知症の方が中心でやっていて、間違えるかもしれないけれど気にならないという人が行く店です。そういう人が増えてくるといいと思うので、パーセンテージはまだ少なくても、この条例がスタートして数年後にもう 1 回聞いたら随分変わったということを見る一步踏み込んだ指標があってもいいと思います。表現はすぐに思いつかないのですが、問 21 にもう 1 個ぐらい選択肢があってもいいのではないかと思いました。

(事務局) 問 21 のところが今後の成果として推移を見ていくという話にも繋がってくると思います。ですので一緒に活動していく、そんな割合が増えていけばいいというところで、選択肢を考えさせていただきますが、後ほど副委員長にご相談して、委員長に提案させていただき、文言を確定させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(委員長) それでは調査項目の検討についてはこれで終了させていただきます。今後のスケジュール等について事務局からお願いします。

(事務局) 今回いただいたご意見を踏まえて、先ほど案を示させていただいたものについては事務局でまとめさせていただきます。もう少し文章の工夫をした方が良いところについては委員長、副委員長に内容の確認をさせていただき、調査項目

について確定させていきたいと思えます。今後のスケジュールですが、令和7年3月中旬に、葛飾区議会に、「認知症に関する意識・意向調査」の実施について報告をした後に、3月下旬ごろに無作為抽出した満18歳以上の方に調査票を送付する予定です。また認知症の方、そのご家族100人には高齢者総合相談センターを通して調査票をお渡しする予定です。

(2) その他

(委員長) 本日の検討委員会で予定しておりました議題は全て終了しましたが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(委員) 虐待に関する設問を入れたほうがいいと思えました。介護していく上でネグレクトもあるので、そういったことを見聞きしたことがあるかどうか。どこに入れたらいいかわからないのですが。何が原因でそうになってしまうのか、探れないかと思えました。お世話されている方はいいのですが、されていない方もいらっしゃるのでは。

(委員長) ありがとうございます。これについては検討していただくということでもよろしいでしょうか。それでは最後に事務局から事務連絡をお願いします。

(事務局) 第3回検討委員会は令和7年7月開催を予定しています。この調査結果のご報告、それから計画、条例の骨子案についてご検討いただく予定です。改めて開催通知、資料などの送付をさせていただきますので、ご出席いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

3 閉会